

岩手県告示第 371 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成 19 年 4 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 処分をした年月日 平成 19 年 4 月 13 日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 北上興業株式会社
 - (2) 主たる営業所の所在地 北上市和賀町仙人第 2 地割 14 番地 1
 - (3) 代表者の氏名 小原博
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第 1577 号

- 3 処分の内容 営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 期間 平成 19 年 4 月 23 日から同年 4 月 29 日までの 7 日間

4 処分の原因となった事実

2 に掲げる者の元役員が、平成 19 年 2 月 13 日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）違反により、盛岡地方裁判所花巻支部から懲役 1 年 6 月執行猶予 3 年の判決を受け、同月 28 日に同判決が確定しており、このことが法第 28 条第 1 項第 3 号に該当する。